

公益社団法人 東京聴覚障害者総合支援機構

東京都聴覚障害者連盟

荒川区聴覚障害者協会

の紹介



荒川区聴覚障害者協会

荒川区聴覚障害者協会への入会のお誘い

◆ 荒川区聴覚障害者協会の紹介 ◆

創 立 昭和54年7月17日
代 表 大石泰延（平成23年4月より）

■ 活動紹介 ■

- ☆毎月 第1木曜日 理事会
- ☆毎月 第2木曜日 手話セミナー
- ☆毎月 第3木曜日 4月～8月 手話セミナー
ただし、9月から翌年3月までの7回は、東京荒川ライオンズクラブの協力を得て「ライオンズ教養講座」開講しております。この教養講座は平成4年より開講されており、今年度で23年目を迎え多くの会員にご参加いただいております。
- ☆毎月 第4木曜日 手話セミナー 城東地区幹部研修及び荒川サークル連絡協議会会議等の準備会議に利用

■ その他の年間行事 ■

- ☆手話ボランティア交流会
- ☆ボーリング交流会
- ☆敬老を祝う会
- ☆野外バーベキュー交流会
- ☆一泊研修旅行
- ☆クリスマス会 区内手話サークルやハローブリッチ（手話歌）と協力し開催
- ☆東京荒川ライオンズクラブによる知的障害者のための福祉バーベキュー大会への協力
- ☆荒川区心身障害児者福祉連合会、城東地区聴覚障害者団体懇談会、社団法人東京都聴覚障害者連盟の活動に積極的に参加するなど、荒川区聴覚障害者協会として活動を続けています。

◇◇入会希望者は下記を参考にお申し込みください◇◇

東京都聴覚障害者連盟会費（荒聴協会費含む）

単体会費	15,000円	夫婦会費	28,000円
老人会費	13,000円	賛助会費	15,000円
学生会費	13,000円		

荒川区聴覚障害者協会会費

区会費	6,000円	夫婦会費	11,000円
会友会費	4,000円	賛助会費	4,000円
老人会費	3,000円		

入会申し込み及び問い合わせ先

〒116-0002 荒川区荒川2-24-10 大石泰延

FAX 3891-8452

公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構 東京都聴覚障害者連盟 の紹介と入会のお誘い

公益社団法人東京都聴覚障害者連盟に入会する場合は、入会申込書に記入して、あなたの在住する区市の聴覚障害者協会に会費を添えて申し込みます。

現在加盟している団体は、22区25市1町1島嶼の49団体です。在住区市に協会がない場合は、隣の区市協会や例会などに通いやすい場所にある申し込んでもかまいません。

法人年度会費は15,000円です。(4月～翌年3月)

少し高いと感じるかもしれませんが、使い道は表の通りです。

これを見ればお分かりのように、法人の活動費は新聞代を除くと実質7,000円になります。

種 別		単独会員	夫婦会員(組)	老人会員 学生会員
会 費 額		15,000円	28,000円	13,000円
社会参加活動助成金※		3,000円	6,000円	3,000円
法 人 運 用 金 額		12,000円	22,000円	10,000円
内 訳 ①	上部団体納入			
	全日ろう連 関東ろう連	2,500円 500円	5,000円 1,000円	2,500円 500円
内 訳 ②	必要経費			
	新聞購読料金 事業費	2,000円 7,000円	2,000円 14,000円	2,000円 5,000円

※社会参加活動助成金は地域の活動費となりますが、個人還元金(夫婦、高齢等割引分)などもこの中に含まれ、また地域の活動費に合わせて調整されます。地域でさらに割引(還元)がある場合や増額のある場合もありますので、正確な会費は地域に確認してください。

※学生会員、重複障害会員(盲ろう者など)は老人会員(65才以上)に準じます。

※他府県のろう団体会員になった上で法人賛助会員になる場合は、地域還元金と上部団体を差し引いて9,000円で直接本部納入可です。

<標準的な例>

夫婦割引3,000円(会費27,000円/組)、老人割引2,000円(会費13,000円)

<その他の例>3,000円+2,000円

・80歳以上の高齢老人割引5,000円(会費10,000円=地域は無料)

・地域会員3,000円+2,000円(会費17,000円)など

法人会員へのサービス

公益法人として、都内全ての聴覚障害者の福祉向上を目指している連盟ですが、会費を払っていただいた会員の皆さんへのサービスもあります。

サービスの内容は以下の通りです。賛助会員(聴者)の場合、全日ろう連の手帳だけありませんが、他は同じです。

他にも、文化クラブや体育クラブの活動や、青年部、女性部、高齢部の楽しい行事に参加できます。

1. 東京都聴覚障害者新聞毎月一回お届け
2. 全日ろう連会員手帳配布(正会員のみ)
3. 会員証の発行
4. スポーツ・文化行事への参加
5. 各種行事への無料または割引参加
都大会 3,000円→1,000円など
6. 全通研集会、全国ろうあ者大会、全国スポーツ大会へのへの参加
7. 災害時における情報提供、支援活動

8. その他、各種行事への優先参加

皆さんの払った会費は、東聴連や地域協会の活動費になり、関東ろう連、全日ろう連の活動も支えています。

もし、東聴連や全日ろう連がなかったらどうなるのでしょうか。皆さんがもらっている障害基礎年金や福祉手当は、運動の成果として勝ち取ったものです。また、FAXや屋内信号装置などの給付も運動の成果です。そして、なによりも皆さんの耳となり声となる手話通訳や要約筆記者養成と派遣も聴覚障害者団体があり、運動があったからこそ実現したものです。

課題だったろうあ者への相談支援事業は自立支援センター事業として実施できるようになり、災害時の情報保障も都との災害手話ボランティア協定を結ぶなど着実に前進しています。これも皆さんの会費のおかげで活動できるからです。

まだまだ実現していないこともたくさんあります。ろう高齢者生活支援事業やコミュニケーション支援事業の充実、障害者制度改革の推進などを行政等と交渉していかなければなりません。これらの問題を一つずつ解決していくためには、多くの会員が必要です。行政との交渉などでもっとも大きな力になるのは、団体の会員数です。

そのためにも、一人でも多くの方に法人会員になっていただくようお願いいたします。

公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構 東京都聴覚障害者連盟事業概要

東京都に在住する聴覚障害者の生活・文化・教育の水準の向上を図るとともに、聴覚障害者に対する理解を深め、一般社会への参加を促進し、もって福祉の増進に寄与することを目的とし、昭和57年に社団法人の許可を得る。

長年の悲願である東京都聴覚障害者総合会館建設に向けて、平成4年11月に新宿区大久保のワンフロア購入、さらに渋谷区東一丁目の土地の寄付を受けて、平成10年7月18日に聴覚障害者の社会参加支援と非常時の支援活動拠点としての東京聴覚障害者自立支援センターを完成、同年7月22日に同センター3階に主業務を移転。

平成25年11月15日付で公益社団法人認定され、11月28日の登記をもって「公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構 東京都聴覚障害者連盟」として事業展開。

事業としては定款（法人規約）に従い、次のようなことを行っている。

- (1) 聴覚障害者の生活に関する相談及び指導事業
聴覚障害者相談員の配置、幹部研修会など区市聴覚障害者協会への指導
- (2) 聴覚障害者の福祉・手話等に関する研究調査事業
都内在住聴覚障害者の現状調査、福祉機器の状況調査など
- (3) 聴覚障害者の文化教養・教育向上に関する研修、講演事業
文化講座、セミナー、将棋大会、青年・婦人・高齢の集いなど
- (4) 聴覚障害者の保険体育事業
体育大会、野球・ソフトボール・ゲートボール・テニス・卓球大会など
- (5) 聴覚障害者に関する社会啓発及び普及宣伝事業
東京都聴覚障害者大会、耳の日記念文化祭など
- (6) 手話の普及・啓発・指導及び手話通訳者の養成・派遣事業
手話指導者研修会、手話の研究、公共機関派遣対象外の通訳派遣など
- (7) 機関紙などの出版物の刊行及び情報・資料の頒布事業
東京都聴覚障害者新聞の発行（毎月1回）、手話テキストの発行など
- (8) 聴覚障害者の防災及び災害時の支援・情報提供事業
- (9) その他目的達成のために必要と認められる事業

■会員構成

加盟区市協会（定款上の法人会員） 22区25市1町1島嶼 49団体
会員数（構成員・名誉会員、賛助会員含む） 約2,100名

■事務所所在地 東京都渋谷区東1-23-3

東京聴覚障害者自立支援センター
TEL 03-5464-6055～6
FAX 03-5464-6057

荒川区聴覚障害者協会 会員申込書

継続・新規	聴障・健聴	加入区分	都・区	单身・夫婦・老人・賛助会員・会友											
フリガナ				フリガナ											
氏名				配偶者											
住所		〒													
FAX		()		電話		()									
性別		男・女		生年月日		年齢 歳									
				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">9</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 年 月 日		1	9			2	0				
1	9														
2	0														
携帯アドレス															
PCアドレス															
ボランティア保険への加入		希望する・希望しない		荒聴協メーリングリスト		要・不要									

平成 年 月 日 () 受付者

切り取り

領 収 書

平成 年 月 日 ()

¥ 円

※上記金額を確かに受け取りました。

受付者

荒川区聴覚障害者協会に入会の希望者は下記を見て申し込みをして下さい。

●平成 年度会費の内容です。

東京都聴覚障害者連盟会費(荒聴協会費含む)

単独会費	15,000円	夫婦会費	28,000円
老人会費	13,000円	賛助会費	15,000円
学生会員	13,000円		

●荒川区聴覚障害者協会会費

区会費	6,000円	夫婦会費	11,000円
会友会費	4,000円	賛助会費	4,000円
老人会費	3,000円		

●入会申し込み及び問い合わせ先

〒116-0002 東京都荒川区荒川2-24-10 大石泰延
FAX 3891-8452

名称について

●正式な名称は「公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構 東京都聴覚障害者連盟」となります。公益社団法人だけの場合、代表の肩書きは「理事長」ですが、連盟まで続く場合はの代表肩書きは「会長」となります。

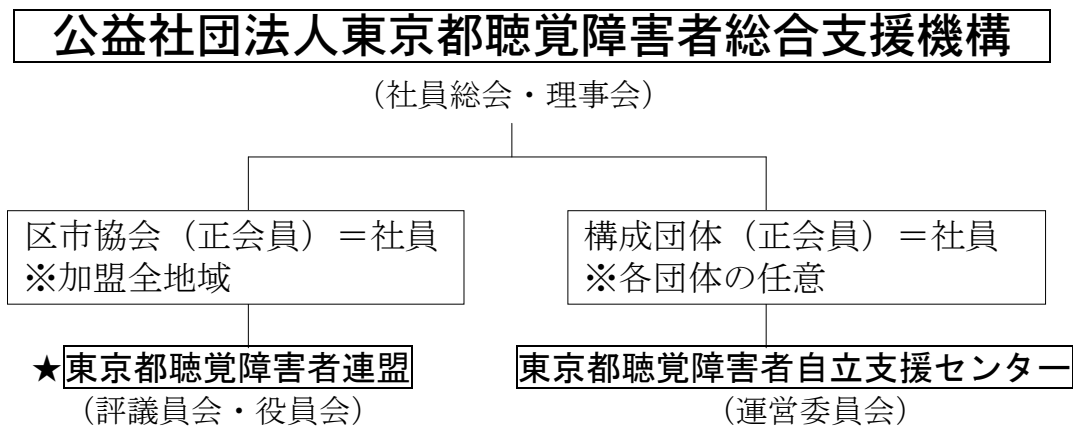
◎公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構 理事長 宮本一郎

◎東京都聴覚障害者連盟 会長 栗野達人

●内部や関係団体内では法人を外した「東京都聴覚障害者連盟」となります。略称の「東聴連」は変わりません。代表の肩書きは「会長」です

●事務所や連絡先は今までと同じで変わりません

事業・組織体系図（公益社団法人移行後）



<実施事業>

公益目的事業 2

聴覚障害者社会参加推進事業

収益事業 1

出版・派遣事業※

その他相扶助等事業 1

自立支援・社会参加活動

<実施事業>

公益目的事業 1

聴覚障害者自立支援事業

※うち一部を実施

★が今までの社団法人東京都聴覚障害者連盟にあたります。

荒川区聴覚障害者協会会則

第1章 総 則

第1条 本会は荒川区聴覚障害者協会（略称：荒聴協）という。

第2条 本会の事務所は、会長宅におく。

〒116-0002 東京都荒川区荒川2-24-10 大石泰延方

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、荒川区居住の聴覚に障害を持つ者どうしの互助と親交を通して、聴覚障害者の自立と社会参加を推進し、もって荒川区の福祉と文化の向上に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

○聴覚障害者の社会福祉・情報保障に関すること

○聴覚障害者の文化教養に関すること

○社会啓発に関すること

○社会奉仕に関すること

○手話通訳に関すること

○その他本会の目的達成に必要と認める事業を行う

第3章 会 員

第5条 本会の会員は次の3種類とする。但し、イ．以外は選挙権を有しない。尚、会費については別に定める。

イ．正 会 員＝荒川区に居住する聴覚障害者

ロ．会 友＝荒川区外に居住する聴覚障害者

但し、本人の居住する聴覚障害者団体に入会している事。

ハ．賛助会員＝聴覚障害者に理解ある一般社会人

第6条 会員にして本会の名誉を汚し、又は、本会の目的に反するような行為をした者は、理事会の審議を経て、総会の決議により除名することができる。

第4章 役 員

第7条 本会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 1名 理事 6名以上10名以内 監事 2名

第8条 役員任期は2年とする。再任は妨げない。

但し、補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

第9条 会長及び副会長は、理事会において理事の互選により選出し、理事及び監事は、総会において選出する。選挙方法は別に定める。

第10条 本会の職務は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。また総会・理事会を招集する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故または欠けたときはその職務を代行する。

3. 理事は理事会を構成し、会務を執行する。

4. 理事は守秘義務に伴う事項は口外しない。

第11条 本会には、理事会の決議を経て、若干名の顧問、相談役をおくことができる。

第12条 監事は、本会の業務及び会計を監査する。他の役職の兼任はできない。

第13条 本会は理事会の決議を経て、正会員の中から選出した推薦理事を若干名おくことができる。

第5章 会 議

第14条 本会の会議は、総会と理事会の2種類とする。

第15条 総会は年1回開催し、当年度の事業報告、会計報告及び次年度の事業計画案と予算案の審議を行う。

第16条 会長が必要と認めた時又は理事の3分の2以上の要求があった時は、臨時総会を開くことができる。

第17条 総会は、委任を含む正会員の過半数の出席で成立する。

第18条 総会の議決は、出席正会員の過半数で決めるが、可否同数の時は、議長が決める。

第6章 会 計

第19条 本会の会計は、会費、事業収入、寄附金、助成金、その他の雑収入をもってあてる。

第20条 会計は、監事の監査を経て、総会に報告しなければならない。

第21条 本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月28日（閏年は29日）までとする。

第7章 附 則

第22条 本会則は、理事の3分の2以上の賛成を得た上で総会に提議し、総会の議決を経て改廃することができる。

第23条 本会則の施行にあたって必要な細則は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

第24条 本会則は、昭和54年7月17日より発効する。

1. 本会則は、昭和59年3月25日に一部改正。
2. 平成元年3月26日に、本会則の第5条のハ、の特別会員を賛助会員に改正。
3. 平成11年3月28日に、本会則の第21条の日付を改正。
4. 平成11年5月20日に、本会則の第5条の一部を改正。
5. 平成22年3月14日に、本会則の第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条、第15条、第16条、第17条、第19条、第21条、細則（1）を一部改正。
6. 平成25年4月20日に、本会則の第7条、第21条を一部改正。

（細則）

慶弔費を次に定める。

- 1) 会員の死亡にあたっては5,000円を支出する。
会員の結婚にあたっては3,000円を支出する。
会員の出産にあたっては3,000円を支出する。
会員の病気などのお見舞金（5日以上入院）は3,000円を支出する。（年度1回）
- 2) 特別の場合はこれに限らず別に協議する。

参 考 資 料「聴覚障害者関連施設・機関」

●社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会

〒116-0003 荒川区南千住1-13-20

FAX 03-3802-3831 TEL 03-3802-2794

誰もが安心して暮らし続けられる街づくりを目指し、平成20年度より荒川区地域福祉活動「粋・活計画」を推進しています。

●公益社団法人 東京聴覚障害者総合支援機構 東京都聴覚障害者連盟

〒150-0011 渋谷区東1-23-3 自立支援センター3階

FAX 03-5464-6057 TEL 03-5464-6058

聴覚障害者の生活に関する相談・指導、福祉に関する研究・調査、文化教養・教育向上に関する研修・講演、保険体育事業、その他社会啓発及び普及活動などを行う。

●東京聴覚障害者自立支援センター

〒150-0011 渋谷区東1-23-3

FAX 03-5464-6059 TEL 03-5464-6058

聴覚障害者に関する各種相談・情報提供・コミュニケーション支援、聴覚障害者問題や手話・文字通訳等の啓発、要約筆記者の派遣、機器の貸出、災害など緊急時の支援・救護等を行う。

●東京手話通訳等派遣センター

〒160-0022 新宿区新宿2-15-17 第3ヒカリビル5F

FAX 03-3354-6868 TEL 03-3352-3335

手話通訳者の派遣・斡旋、手話通訳者の養成、講習会講師派遣、その他講習会実施、緊急時の電話・FAX中継等を行う。

●全国手話通訳問題研究会 東京支部

〒112-0005 文京区水道1-4-6 浅野屋ビル3階

FAX 03-5684-8409 TEL お03-5684-8408

研究・学習会の開催、課題別の半活動、啓発活動、聴覚障害者団体をはじめとする関係団体との連帯、機関誌の発行を行う。

●認定NPO法人 東京都中途失聴・難聴者協会

〒162-0066 新宿区新宿2-13-11-1003

FAX 03-5919-2563 TEL 03-5919-2421

中途失聴・難聴者の親睦と福祉向上のための各種事業、講習会運営等を行う。

●東京都心身障害者福祉センター

〒162-0052 新宿区戸山3-17-2

FAX 03-32036185 TEL 03-3203-6141

心身障害者（児）の様々な相談や、必要な判定・評価・指導訓練を行う

●社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター

〒153-0053 目黒区五本木1-8-3

FAX 03-6833-5000 TEL 03-6833-5001

相談、字幕付ビデオの作成・貸出、手話通訳士認定試験の実施などを行う。

★これはほんの一部です。その他にも、みみより会、トータルコミュニケーション研究会、日本手話通訳士協会等々の団体などいろいろとあります。自分で調べて会員になったり、機関誌の購読を申し込むなどして情報を集め、自分の世界を広げましょう！！

荒川区聴覚障害者協会の紹介

平成26年3月 制作・発行

発 行 荒川区聴覚障害者協会

資料提供 公益社団法人 東京聴覚障害者総合支援機構
東京都聴覚障害者連盟